

固定資産税における家屋評価の簡素化に関する指定都市市長会提言

固定資産税における家屋評価については、現行の方法が採用されてから 50 年以上経過している。この間、評価方法の検証が行われ、基準や算定方法の簡素化が図られてきたものの、未だ仕組みが複雑であることから、納税者にとって必ずしも分かりやすいものとはなっていない。また、地方自治体にとっても評価事務に多くの時間やコストがかかる上、評価事務に関する担当職員の知識や技術の習得（人材育成）に長期間を要している。

さらに、総人口及び生産年齢人口の今後の推移により、税収への影響が予想され、各地方自治体は一層の行財政改革を進める中で、徴税コストの削減や評価事務の効率化が求められる。

これらのことから、下記の事項について提言する。

記

- 1 家屋評価については、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、再建築価格方式（現行の評価方法）自体の見直しも含め検討を行い、資産を適確に評価し、確実に簡素化を図ること。
- 2 現在、一般財団法人 資産評価システム研究センターが主宰する「固定資産税制度に関する調査研究委員会」での研究を加速させ、早急に結論が導き出せるように後押しすること。

平成 29 年 12 月 25 日
指 定 都 市 市 長 会